南和広域医療組合規約に対する決議

南和の医療等に関する協議会においては、「南和の医療は南和で守る」を基本理念として、南和地域の医療を継続的に提供できる体制を再構築すべく、地域住民の健康な生活を将来にわたり確保することを目的とした南和広域医療組合規約案及び新南和公立病院体制基本構想・基本計画案等が合意され、今後に向けての大きな一歩が踏み出されたところである。

また、課題となっていた費用負担についても、関係各位の御努力により合意を見ることができた。

このうち、受益と負担の在り方において構成市町村間の負担割合の指数としては、人口割、距離割、財政力割、均等割があり、初期投資費用と運営費用の基本となっているところである。

しかしながら、南和広域医療組合規約において、組合議会の議員の定数は、関係地方公共団体の議会の議員のうちからそれぞれ１人を関係地方公共団体の議会において選挙される１３人となっており、このことは、組合議会の議員は、市町村が一体となって公立病院を効率的に経営するため、公正性と透明性を確保し、地域住民に開かれた議会を設置するとした趣旨、目的に沿うものとなっていないと考える。

よって、南和広域医療組合規約における組合議会の議員の定数、議長及び管理者については、負担割合の指数を反映したものとなるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

新南和公立病院（救急病院）イメージ図 (建設予定地：大淀町福神駅前）